



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

茨城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

埼玉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

神奈川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

岐阜労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

京都労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

兵庫労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

和歌山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

島根労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号
平成15年4月25日

長崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。



基徴発第 0425001号

平成15年4月25日

沖縄労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べ
について

平成13年度決算検査報告により指摘された労働保険料の徴収過不足のうち、貴労働局に係るものについては、平成14年12月13日付け基徴発第1213002号をもって通知したところであるが、当該指摘徴収過不足に係る、平成15年1月31日現在の措置状況を別添記入要領を参考の上、別紙様式により作成し、平成15年5月30日（金）までに当課決算徴収係あて報告されたい。

記入要領

- 1 指摘された確定保険料の保険年度別に別葉で作成すること。
- 2 検査対象確定保険年度
 実地検査の対象となった確定保険料に係る保険年度を記入すること。
- 3 指摘金額
 実地検査の結果、「決算報告書」において指摘されたものを記入すること。
- 4 備考
 未済額に対して行った措置及び今後行うこととしている措置を具体的に記入すること。(例：14年12月17日督促、15年1月21日納付受託済等)
- 5 徴収不足の場合
 - (1) 収納済額
 - ア 事業場数
 完納のものは下段に、一部納付のものは上段に、() 書き外数で記入すること。
 - イ 金額
 完納及び一部納付のもの合計額を下段に、一部納付のものは上段に、() 書き内数で記入すること。
- 6 徴収過大の場合
 - (1) 充当済額
 - ア 事業場数
 充当処理のみのものは下段に、1事業場で一部還付・一部充当処理を行った場合は上段に、() 書き外数で記入すること。
 - イ 金額
 充当処理のみのものは下段に、1事業場で一部還付・一部充当処理を行った場合は上段に、() 書き内数で記入すること。

別紙

徴収不足

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べについて

(平成 年度確定保険料の分)

労働局

監督署名 安定所名	指 摘 金 額		収 納 済 額		収 納 未 済 額		備 考
	事業場数	金 額 (円)	事業場数	金 額 (円)	事業場数	金 額 (円)	
			()	()			
			()	()			
			()	()			
			()	()			
			()	()			
			()	()			
			()	()			
			()	()			
合 計			()	()			

- (注) 1 一部納付の場合の「収納済額」の「事業場数」は()書き外数で、「金額」は()書き内数で記入すること。
2 「備考」欄には、未済額に対して行った措置及び今後行おうとしている措置を具体的に記入すること。

別紙

徴収過大

(平成 年度確定保険料の分)

会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べについて

労働局

監督署名	指 摘 金 額		還 付 済 額		充 当 済 額		未 済 額		備 考
	事業場数	金 額 (円)	事業場数	金 額 (円)	事業場数	金 額 (円)	事業場数	金 額 (円)	
安定所名					() ()				
					() ()				
					() ()				
					() ()				
					() ()				
					() ()				
					() ()				
					() ()				
合 計					() ()				

- (注) 1 一事業場で一部還付・一部充当処理を行った場合には、「充当済額」欄の「事業場数」は()書き外数で、「金額」は()書き内数で記入すること。
2 「備考」欄には、未済額に対して行った措置及び今後行おうとしている措置を具体的に記入すること。